

三郷市における町会・自治会等への
加入促進に関する協定書

三郷市における町会・自治会等の加入促進に関する協定書

三郷市の町会・自治会等（以下「甲」という。）、三郷市（以下「乙」という。）及び公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉東支部（以下「丙」という。）は、次に掲げる目的を推進するために、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲乙丙が連携のもと、明るく住みよい安全で安心なまちづくりを目指すため、町会・自治会等への加入促進に関して相互に協力し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 協力する事項は次のとおりとする。

(1) 甲は、乙及び丙と緊密な連携を図り加入促進の協力をを行うものとする。

(2) 乙は、甲丙それぞれの団体に対して必要な支援を行うものとする。

(3) 丙は、三郷市内に所在する会員事務所を協力店とし、甲または乙が作成した町会・自治会等への加入促進用チラシ等を協力店店頭に掲示し、新規転入者や住宅購入者等へ配布を行うとともに、アパート等の管理・仲介の新規契約時における町会・自治会等への加入促進の働きかけを行うものとする。

（有効期間）

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。但し、期間満了の1か月前までに甲乙丙のいずれかからも解除の申出がないときは、満了の翌日から1年間ごとに継続されるものとする。また、期間途中で協定を解除する場合は、解除日の1か月前までに申出を行うものとする。

（その他）

第4条 この協定に定めがない事項若しくは疑義が生じた場合または内容を変更する必要が生じたときは、甲乙丙が協議をして定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通作成し、甲乙丙が署名のうえ、各自保有するものとする。但し、各連合町会にあっては、その写しを保有（原本は、乙で保管）するものとする。

平成31年3月28日

甲 町会・自治会等

名 称 高州・東町地区町会長連合会

代表者氏名

皆川 俊夫

名 称 戸ヶ崎地区町会長連合会

代表者氏名

山本 康博

名 称 鷹野連合町会

代表者氏名

佐藤 正男

名 称 栄・中央2丁目地区連絡会

代表者氏名

田中 進

名 称 市助・新和6町連合会

代表者氏名

吉田 隆

名 称 彦成地区町会長会

代表者氏名

安齋 和己

名称 早稲田地区町会連合会

代表者氏名

井上 久夫

名称 さつき平自治会連絡会

代表者氏名

松本 弥吉郎

名称 三郷早稲田地区連絡協議会

代表者氏名

牧野 正則

名称 みさと団地自治会

代表者氏名

小橋 恒夫

所在地 埼玉県三郷市花和田 6 4 8 番地 1

乙

名称 三郷市

代表者氏名

三郷市長

木津 雅晟

所在地 埼玉県草加市稻荷三丁目 1 8 番 2 号

丙

名称 公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉東支部

代表者氏名

埼玉東支部長

榎本 隆雄